

## 平成16年第2回

### 東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会

1 期 日 平成16年6月25日(金)

2 場 所 東京区政会館

3 出席議員(17名)

1 番 千代田区 鳥海隆弘

2 番 中央区 押田まり子

3 番 港区 佐々木義信

5 番 文京区 東村昭平

7 番 北区 大畑修

8 番 荒川区 菅谷安男

10番 目黒区 石山京秀

11番 大田区 小原直美

12番 世田谷区 穴戸教男

14番 中野区 山崎芳夫

15番 杉並区 今井讓

17番 板橋区 秦源彦

18番 練馬区 小林みつぐ

19番 墨田区 中嶋常夫

20番 江東区 数藤武司

21番 足立区 田中章雄

23番 江戸川区 八武崎一郎

4 欠席議員(6名)

4 番 新宿区 山添巖

6 番 台東区 伊藤萬太郎

9 番 品川区 松澤利行

13番 渋谷区 丸山高司

16番 豊島区 戸塚由雄

22番 葛飾区 谷野せいしろう

5 出席説明員

副管理者 志村啓文

監査委員	山本仁衛
総務部長	保持眞二郎
施設管理部長	高橋幸雄
処理技術担当部長	伊東和憲
施設建設部長	程塚繁
建設推進担当部長	薬師寺史良
総務課長	銀林謙一
職員課長	勢古勝紀
財政課長	大塚善彦

#### 6 出席議会事務局職員

事務局長	鈴木基行
事務局次長	辻本将紀
書記	飯田操
同	下川原孝

#### 7 議事日程

- 日程第 1 会期決定について
- 日程第 2 東京二十三区清掃一部事務組合議会議長選挙
- 日程第 3 東京二十三区清掃一部事務組合議会常任委員の選任について
- 日程第 4 議案第 1 3 号 東京二十三区清掃一部事務組合監査委員の選任同意について
- 日程第 5 議案第 1 4 号 京浜島不燃ごみ処理センター用コンテナの売買契約の締結について
- 日程第 6 議案第 1 5 号 中防不燃ごみ処理センター第二プラント用コンテナの売買契約の締結について
- 日程第 7 議案第 1 6 号 粗大ごみ破碎処理施設破碎機用高圧電動機の売買契約の締結について
- 日程第 8 議案第 1 7 号 世田谷清掃工場建設工事請負契約の締結について
- 日程第 9 議案第 1 8 号 杉並清掃工場焼却炉補修及びボイラ設備整備工事請負契約の締結について
- 日程第 1 0 報告第 1 号 平成 1 5 年度東京二十三区清掃一部事務組合繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 1 1 平成 1 6 年陳情第 1 号 廃プラスチックの発生抑制とリサイクル

ルの促進に関する陳情

日程第 1 2 東京二十三区清掃一部事務組合議会議員の派遣について

8 追加議事日程

追加日程第 1 東京二十三区清掃一部事務組合議会副議長辞職許可

追加日程第 2 東京二十三区清掃一部事務組合議会副議長選挙

追加日程第 3 議案第 1 4 号 京浜島不燃ごみ処理センター用コンテナの売  
買契約の締結について

追加日程第 4 議案第 1 5 号 中防不燃ごみ処理センター第二プラント用コ  
ンテナの売買契約の締結について

追加日程第 5 議案第 1 6 号 粗大ごみ破碎処理施設破碎機用高圧電動機の  
売買契約の締結について

追加日程第 6 議案第 1 8 号 杉並清掃工場焼却炉補修及びボイラ設備整備  
工事請負契約の締結について

追加日程第 7 議案第 1 7 号 世田谷清掃工場建設工事請負契約の締結につ  
いて

追加日程第 8 平成 1 6 年陳情第 1 号 廃プラスチックの発生抑制とリサ  
イクルの促進に関する陳情

追加日程第 9 運営委員会の閉会中の継続調査について

開 会（午後 2 時 4 9 分）

佐々木 義信副議長 ただいま議長が欠員になっておりますので、地方自治法第 106 条第 1 項の規定により、副議長が議長の職務を行います。

開会に先立ち、東京二十三区清掃一部事務組合議会議員の異動について、お手元に「異動者名簿」をお配りしてございますので、名簿の配付をもって報告とさせていただきます。

それではただいまから、平成 16 年第 2 回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

議席の指定を行います。

議席は、会議規則第 3 条第 1 項の規定により、副議長より指定いたします。

事務局長に朗読いたさせます。

鈴木事務局長 2 番 押田まり子議員。6 番 伊藤萬太郎議員。7 番 大畑修議員。9 番 松澤利行議員。11 番 小原直美議員。15 番 今井讓議員。16 番 戸塚由雄議員。18 番 小林みつぐ議員。19 番 中嶋常夫議員。20 番 数藤武司議員。21 番 田中章雄議員。

以上でございます。

佐々木 義信副議長 これより、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 112 条の規定に基づき副議長より、1 番 鳥海隆弘議員、23 番 八武崎一郎議員を指名いたします。

ここで副管理者から発言の申し出がありますので、これを許します。

志村副管理者。

志村 啓文副管理者 副管理者の志村啓文でございます。本来ですと、ここで管理者からごあいさつを申し上げるべきところでございますけれども、欠席のため、私から平成 16 年第 2 回定例会の開催にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、ご参集を賜り、まことにありがとうございます。また、日ごろの本組合運営へのご協力に深く感謝申し上げます。

本組合が担っておりますごみの中間処理施設の管理運営とこの整備は、二十三区すべての区民に直接関わるものでございます。この仕事が円滑に進んで参りますように鋭意努力を重ねる所存でございます。どうぞ、議員の皆様方のご指導を心からお願い申し上げます。

この定例会にご提案いたします案件は、東京二十三区清掃一部事務組合監査委員の選任同意と京浜島不燃ごみ処理センター用コンテナの売買契約などの契約案件、5件でございます。加えて繰越明許費についての報告案件が1件ございます。

後ほど、これらの案件についてご説明申し上げますが、ごみの中間処理を円滑に行う上で、いずれも重要な案件でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、私の発言を終わらせていただきます。ありがとうございました。

佐々木 義信副議長 副管理者のあいさつは終わりました。

次に、事務局長より諸般の報告をいたさせます。

鈴木事務局長 ご報告申し上げます。

- 1 平成16年第2回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会の招集について
- 2 議案の送付について
- 3 議事説明員について

以上の3件につきましては、お手元に文書の写しをお配りしてございますので、内容の朗読を省略させていただきます。

なお、本日欠席の届がありました議員は6名でございます。

以上でございます。

佐々木 義信副議長 次に、例月出納検査並びに平成15年度定期監査及び工事監査の結果についてのご報告が、監査委員から議長あてに提出されておりますので、事務局長に報告をいたさせます。

鈴木事務局長 お手元に平成16年2月、3月、4月分の例月出納検査結果報告書並びに平成15年度定期監査及び工事監査の結果についての報告書の写しをお配りしてございますので、写しの配付をもってご報告とさせていただきます。

以上でございます。

佐々木 義信副議長 これより日程に入ります。

日程第 1 を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

#### 日程第 1 会期決定について

佐々木 義信副議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、会議規則第 4 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、本日 1 日としたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

佐々木 義信副議長 ご異議なしと認め、会期は本日 1 日と決定いたしました。

次に、日程第 2 を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

#### 日程第 2 東京二十三区清掃一部事務組合議会議長選挙

佐々木 義信副議長 ただいま、議長が欠員になっております。地方自治法第 103 条の規定により、議長選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選の方法によりたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

佐々木 義信副議長 ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法については、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。議長指名は副議長から指名したいと思えますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

佐々木 義信副議長 ご異議なしと認めます。よって、副議長から指名することに決定いたしました。

佐々木 義信副議長 それでは、東京二十三区清掃一部事務組合議会議長に押田まり子議員を指名いたします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

佐々木 義信副議長 ご異議なしと認めます。よって、東京二十三区清掃一部事務組合議会議長に、押田まり子議員が当選されました。

ただいま議長に当選されました、押田まり子議員が議場におられますので、本席から会議規則第30条第2項の規定により告知をいたします。

以上で私の職務は終了いたしました。議長と議長席を交替いたします。

なお、私、一身上の都合により副議長を辞職いたしたいと存じますので、よろしくお取り計らいくださいますようお願いを申し上げます。

〔副議長退席、議長着席〕

押田 まり子議長 一言ごあいさつをさせていただきます。

このたびは、皆様方のご推挙を賜りまして、東京二十三区清掃一部事務組合議会議長という重責を担わせていただくことになりました。先ほど来ご議論を伺っておりまして、その任の重さを大変痛感しているところでございます。

清掃事業につきましては、区民の快適な環境、そして暮らしを創造するために、循環型ごみ処理システムの構築を目指す東京二十三区清掃一部事務組合と、私ども議会の果たす役割は、ますます重要なものになってくるであろうというふうに思っております。

もとより大変微力でございますが、特別区の清掃事業の円滑な運営にこれからも努力をしていきたいと思っております。

議員の皆様、そして管理者はじめ、理事者の皆様におかれましては、これからもどうぞご指導、そしてご協力とご支援を心からお願い申し上げます。簡単でございますが、ごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、引き続き会議を進行いたします。

佐々木義信副議長から副議長の辞職願が提出されております。

この際、日程の追加についてお諮りいたします。

お手元に配付いたしました追加議事日程のとおり、副議長辞職許可を日程に追加し、先議することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

押田 まり子議長 ご異議なしと認め、副議長辞職許可を日程に追加し、先議することに決定いたしました。

追加日程第1を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

追加日程第1 東京二十三区清掃一部事務組合議会副議長辞職許可

押田 まり子議長 本件につきましては、地方自治法第117条の除斥の規定により、佐々木義信副議長の退場を求めます。

〔佐々木義信副議長 退場〕

押田 まり子議長 佐々木義信副議長から提出されました辞職願を事務局長に朗読いたさせます。

鈴木事務局長

辞 職 願

今般、一身上の都合により副議長を辞職いたしたいので、許可されるようお願いいたします。

平成十六年六月二十五日

東京二十三区清掃一部事務組合議会副議長 佐々木 義信

東京二十三区清掃一部事務組合議会議長 押田 まり子 様

押田 まり子議長 お諮りいたします。

佐々木義信議員の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

押田 まり子議長 ご異議なしと認め、佐々木義信議員の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

佐々木義信議員の除斥を解除いたしますので、入場を求めます。

〔佐々木義信議員 入場〕

押田 まり子議長 ただいま、副議長が欠員となりました。

この際、日程の追加についてお諮りいたします。

お手元に配付いたしました追加議事日程のとおり、副議長選挙を日程に



追加し、先議することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

押田 まり子議長 ご異議なしと認め、副議長選挙を日程に追加し、先議することに決定いたしました。

追加日程第2を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

#### 追加日程第2 東京二十三区清掃一部事務組合議会副議長選挙

押田 まり子議長 ただいま議題となりました、東京二十三区清掃一部事務組合議会副議長選挙については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

押田 まり子議長 ご異議なしと認めます。よって選挙の方法については、指名推選の方法によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名は議長から行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

押田 まり子議長 ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することと決定いたしました。

それでは、東京二十三区清掃一部事務組合議会副議長に戸塚由雄議員を指名いたします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

押田 まり子議長 ご異議なしと認めます。よって、東京二十三区清掃一部事務組合議会副議長に戸塚由雄議員が当選されました。

ご当選されました戸塚議員につきましては、本日、公務のために欠席でございます。

事務局から会議規則第30条第2項の規定による告知をいたさせます。

次に、日程第3を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

### 日程第3 東京二十三区清掃一部事務組合議会常任委員の選任について

押田 まり子議長 常任委員の選任については、委員会条例第4条第1項の規定により、議長から指名いたします。

事務局長に朗読いたさせます。

鈴木事務局長 総務・事業委員に2番 押田まり子議員。4番 山添巖議員。5番 東村昭平議員。10番 石山京秀議員。11番 小原直美議員。14番 山崎芳夫議員。15番 今井讓議員。19番 中嶋常夫議員。23番 八武崎一郎議員。

財務委員に1番 烏海隆弘議員。7番 大畑修議員。8番 菅谷安男議員。9番 松澤利行議員。12番 穴戸教男議員。16番 戸塚由雄議員。17番 秦源彦議員。21番 田中章雄議員。22番 谷野せいしろう議員。

運営委員に3番 佐々木義信議員。6番 伊藤萬太郎議員。13番 丸山高司議員。18番 小林みつぐ議員。20番 数藤武司議員。

以上でございます。

押田 まり子議長 お諮りいたします。ただいまの朗読のとおり、各常任委員に選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

押田 まり子議長 ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第4を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

### 日程第4 議案第13号 東京二十三区清掃一部事務組合監査委員の選任同意について

押田 まり子議長 地方自治法117条の除斥の規定により、23番 八武崎一郎議員の退場を求めます。

〔八武崎一郎議員退場〕

本案について、提案理由の説明を求めます。

志村副管理者。

志村 啓文副管理者 議案第13号につきまして、提案いたしました理由及びその内容をご説明申し上げます。

議案第13号「東京二十三区清掃一部事務組合監査委員の選任同意」につきましては、当組合の議会議員から監査委員に選任されておりました山崎芳夫議員の監査委員の退職に伴いまして、議員のうちから選任する委員として、江戸川区八武崎一郎議員が適任であると判断し、規約第13条第2項により、議会の同意をお願いするものでございます。

以上が議案第13号の提案理由でございます。何とぞ、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

押田 まり子議長 以上で提案理由の説明は終わりました。本案について、質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

押田 まり子議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

押田 まり子議員 ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、本案について採決いたします。

本案については、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

押田 まり子議長 ご異議なしと認め、議案第13号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

八武崎一郎議員の除斥を解除いたしますので、入場を求めます。

〔八武崎一郎議員 入場〕

押田 まり子議長 それではここで、選任同意をいたしました八武崎一郎議員からあいさつがあります。

八武崎 一郎議員 江戸川区議会議長の八武崎一郎であります。皆様方のご推挙をいただきまして、監査委員に選任同意をいただきました。ありがとうございます。役目の大きさを感じながら、これから一生懸命頑張っていきたい

と思います。よろしくご指導とご協力のほどお願いします。ありがとうございました。

押田 まり子議長 それでは次に、日程第 5 から日程第 9 までの 5 議案を一括議題といたします。

〔事務局長朗読〕

日程第 5 議案第 1 4 号 京浜島不燃ごみ処理センター用コンテナの売買契約の締結について

日程第 6 議案第 1 5 号 中防不燃ごみ処理センター第二プラント用コンテナの売買契約の締結について

日程第 7 議案第 1 6 号 粗大ごみ破砕処理施設破砕機用高圧電動機の売買契約の締結について

日程第 8 議案第 1 7 号 世田谷清掃工場建設工事請負契約の締結について

日程第 9 議案第 1 8 号 杉並清掃工場焼却炉補修及びボイラ設備整備工事請負契約の締結について

押田 まり子議長 本案について、提案理由の説明を求めます。

志村 啓文副管理者 議案第 1 4 号から議案第 1 8 号までの 5 件につきまして、提案理由及びその内容を一括してご説明申し上げます。

本案 5 件は、いずれも「東京二十三区清掃一部事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例」第 2 条及び第 3 条の規定に基づき提案いたすものでございます。

議案第 1 4 号「京浜島不燃ごみ処理センター用コンテナの売買契約の締結」でございます。内容は、不燃ごみを破砕・分別した後の運搬用コンテナを購入するものでございます。

契約金額は、1 億 1,692 万 8 千円。契約の方法は、随意契約によるもので、契約の相手は、東京都港区港南 2 丁目 1 6 番 5 号、三菱重工業株式会社、代表取締役、佃和夫。代理人、東京都港区港南 2 丁目 1 6 番 5 号、三菱重工業株式会社、環境ソリューション部長、安藤博夫でございます。

議案第 1 5 号「中防不燃ごみ処理センター第二プラント用コンテナの売買契約の締結」でございます。内容は、議案第 1 4 号と同様の運搬用コンテナを購入するものでございます。

契約金額は、2億2,469万2,650円。契約の方法は随意契約によるもので、契約相手方は、兵庫県宝塚市新明和町1番1号、新明和工業株式会社、代表取締役、井手寿之。代理人、東京都台東区東上野5丁目16番5号、新明和工業株式会社、環境システム事業部営業本部執行役員本部長、松岡正親でございます。

議案第16号「粗大ごみ破碎処理施設破碎機用高圧電動機の売買契約の締結」でございます。これは破碎機を稼働させるための電動機を購入するものでございます。契約金額は7,560万円。

契約の方法は、随意契約によるもので、契約の相手方は、兵庫県西宮市甲子園口6丁目1番45号、極東開発工業株式会社、取締役社長、田中勝志。代理人、東京都大田区羽田旭町1番1号、極東開発工業株式会社、東京本部取締役環境事業部長、国定彪でございます。

議案第17号「世田谷区清掃工場建設工事請負契約の締結」でございます。工事の内容は、ごみ焼却炉と灰溶融施設に係るものでございます。

契約金額は166億7,400万円。契約の方法は、制限付き一般競争入札によるもので、契約の相手方は、東京都港区浜松町2丁目4番1号、川重・飛島・地崎建設共同企業体。代表者、兵庫県神戸市中央区東川崎町3丁目1番1号、川崎重工業株式会社、取締役社長、田崎雅元。代理人、兵庫県神戸市中央区東川崎町3丁目1番1号、川崎重工業株式会社、取締役社長、田崎雅元でございます。

議案第18号「杉並清掃工場焼却炉補修及びボイラ設備整備工事請負契約の締結」でございます。工事の内容は、焼却炉本体設備などの定期補修及びボイラに係る整備工事でございます。

契約金額は、3億2,235万円。契約の方法は、随意契約によるもので、契約の相手方は、東京都千代田区丸の内1丁目1番2号、JFEエンジニアリング株式会社、代表取締役社長、土手重治。代理人、東京都千代田区丸の内1丁目1番2号、JFEエンジニアリング株式会社、環境プラント営業部関東営業室長、横山朝彦でございます。

以上が、これらを提案しました理由並びに内容でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

押田 まり子議長 以上で提案理由の説明は終わりました。

本案について、12番、宍戸教男議員から質疑の通告がありますので、

これを許します。

12番、穴戸教男議員

穴戸 教男議員 議案第17号、世田谷清掃工場建設工事の請負契約の締結について、信頼性、安全性また、契約締結上の問題点について質問させていただきます。

世田谷清掃工場の建設工事が、いよいよ着手されることとなります。私は、この間、機会あるごとに、ガス化溶融炉の安全性に関して、何度か指摘をしております。さきの第1回定例会におきましても、本体工事の契約に当たっては、ガス化溶融炉の建設及び稼働実績をはじめ、安定的稼働が期待できる高い技術力を備えた信頼性の高いメーカーを確保していくことを求めたところであります。

契約の相手方については、もちろん、慎重な審査を経て、十分信頼に足ると判断された企業体の中から最終的には入札により決定したものと考えております。が、今回の契約の相手方に関し、これまでの実績を踏まえた導入プラントの安全性、信頼性について、改めて確認したいと思っておりますが、いかがですか。

次に、建設工事中の安全確保についてお尋ねいたします。今後、建設スケジュールに沿って順次、工事に着手することになるとは思いますが、当然工事中の安全確保には、万全の配慮が必要と考えております。先日、大変残念なことでありますが、世田谷清掃工場の解体工事中に死亡事故が発生してしまいました。工事発注者としては、今回の建設工事に当たり、これまで以上に周辺住民や工事関係者などの安全対策について配慮していく必要があると思っておりますが、お考えをお聞きます。

最後に、契約を締結する上での問題点についてお尋ねいたします。さきの全員協議会で大変ご議論がございましたが、契約の相手方である共同企業体のうちの1社が、昨年、工事中に発生した労災事故の届出を怠り、地検に書類送検されたということでもあります。

まず、この件についてどのようにお考えなのか。また、このことにより今回の契約を締結する上で、障害となることがあるのか。お聞かせいただきたいと思っております。

最後になりますが、契約締結後に先ほど議論がございました、例えば起訴されたような場合は、どのように対応するのか再度お考えをお伺いし

たいと思います。

押田 まり子議長 程塚施設建設部長。

程塚 繁施設建設部長 まず、導入プラントの安全性・信頼性に関するお尋ねでございますが、契約の相手方である川重・飛島・地崎建設共同企業体のうちプラントを担当する川崎重工業は、当組合の千歳清掃工場、練馬清掃工場の両プラントを建設してございます。現在、両工場とも稼働中でございます。

また、建築を担当する飛島建設及び地崎工業は全国で多数の清掃工場を建築するなど、十分なごみ焼却施設の建設実績がございます。

今回採用する方式のガス化溶融炉は現在国内で20施設が稼働しております。ガス化溶融炉本体にかかわる大きなトラブルの発生は報告されてございません。

また、川崎重工業のガス化溶融炉は当組合が行った既存施設の調査結果や技術審査により、必要な安全性・信頼性を有していると判断しております。

世田谷清掃工場の建設においては、今後、実施設計や施工管理にあたって、今まで以上に安全性・信頼性を向上させるよう進めてまいります。

次に、周辺住民や工事関係者などの安全対策であります。本工事の安全対策については、請負者に対し、関係法令等を遵守し労働災害及び周辺住民への災害を未然に防止するよう強く指導することとしております。

さらに、安全衛生委員会等での監督員の指導強化、現場でのきめ細かな安全指導を通じて、労働安全の確保について、今まで以上の取り組みを行ってまいります。

現場周辺での交通安全対策については、登校時間帯の工事車両の通行規制、工事車両の出入口における誘導員の適正配置など、請負者に実施させてまいります。

また、工事に起因する騒音・振動・粉じん等の飛散の防止など周辺を含めた環境対策に万全を期してまいります。

なお、当一組監督員を現場に常駐させるとともに、留守電転送機能付き電話の設置など、周辺住民や関係者からの問い合わせ、要望等に即応できる態勢をとってまいります。

保持 眞二郎総務部長 私からは二点のご質問について、お答え申し上げます。

まず、書類送検の出た、そういう事件についての考え方、それからそのことによって契約を締結する上で障害となることがあるのかということについてのお尋ねにつきまして、お答え申し上げます。

今回の契約案件につきまして、落札をした共同企業体の1社が青森県において労災事故の届出を怠ったことにつきましては、さきの全員協議会において、事実経過のご説明をいたしましたところでございますけれども、当一組といたしましては、大変に遺憾なことと認識しているところでございます。

直ちに同社から事実関係を聴取いたしますとともに、共同企業体の各社に対しましても、厳しく注意を喚起いたしましたところでございます。

本契約案につきましては、昨年9月の入札の公告以来、申し込みのございました、多くの共同企業体に対しまして、履行能力にかかわる十分な資格審査を経た上で入札を行い、落札した共同企業体と仮契約をし、これまで適正に手続きを進めてまいったところでございます。

今回の件につきましては、現時点では、起訴されるか否かの見通しがつかない書類送検の段階でございますことから、一組の指名停止の要件に該当せず、このことで直ちに契約締結の障害になるとは考えておりません。

議会で可決をいただきました場合、当該企業に対しましては、法令を遵守し、今後このようなことがないように、誓約書を出させるなど厳しく指導いたしますとともに、共同企業体の各社に対しましては法令遵守を徹底することはもとより、工事を誠実かつ確実に履行するように、改めて強く指導してまいります。

次に、契約締結後に起訴された場合の対応についてのお尋ねにつきまして、お答え申し上げます。

契約締結後に起訴された場合につきましては、一組の指名停止要綱に基づいて、同社を指名停止していきたいと考えております。

その場合、契約締結後は、指名停止されたことが契約約款上の解除事由には当たらないことから、本契約の解除はできないことと考えておりますけれども、契約相手方の共同企業体各社に対しまして、改めて法令遵守を徹底するとともに、工事の誠実かつ確実な履行を強く求めてまいりたいと、このように考えております。

穴戸 教男議員 契約上の問題点につきましては、しっかりやっていただきたいと



思います。私たちも遺憾に思っているところがございますのでよろしく  
お願いしたいと思います。

また、今後は建設工事を円滑に進めていくためにも、住民の理解を十分  
に得ていくことが必要だと思えます。

これまでも住民等に対する情報提供に関しては、何度かお尋ねしてまい  
りましたが、そのたびにあらゆる機会を通じて説明の場を設けていくよう  
な答弁をいただいております。

しかしながら、いまだ、今回の清掃工場建設に対して、不安を持っている  
方々が少なくないことは事実であります。今後、開催していく説明会等  
については、形式的なものにとどめることなく、実際に住民等の不安解消  
や理解が得られるような形で実施していかれるよう要望いたしたいと思います。

また、本稼働後においても、トラブルが発生したような場合は、些細な  
ものも含め、積極的に情報を公開していくなど、最大限の努力をしていた  
だきたいことを、あわせて申し入れさせていただきます。

以上です。

押田 まり子議長 志村副管理者。

志村 啓文副管理者 世田谷清掃工場の建設及びその後の運営に関しましては、  
住民の皆様にご安心いただけますよう、これからも適切な情報提  
供に努めてまいりたいと、こういうふうに改めて考えております。

さらに事業を進めていくに当たりましては、私どもが長年にわたりま  
して、多くの清掃工場を建設し、蓄積した技術力、ノウハウを駆使しま  
して、清掃一組の全力、総力を尽くしまして、区民の皆様が安心して  
いただけるような清掃工場をぜひとも建設してまいりたいと、こういうふ  
うに考えております。

以上でございます。

押田 まり子議長 他に発言の通告がありませんので、以上で質疑を終わります。

議案第14号から議案第18号までの5議案については、財務委員会に  
付託いたします。

次に、日程第10を議題といたします。

〔事務長朗読〕

日程第 10 報告第 1 号 平成 15 年度東京二十三区清掃一部事務組合繰越明許費  
繰越計算書について

押田 まり子議長 本件について、報告理由の説明を求めます。  
志村副管理者。

志村 啓文副管理者 報告第 1 号、平成 15 年度東京二十三区清掃一部事務組合繰  
越明許費繰越計算書について、ご説明申し上げます。

本報告は、平成 16 年第 1 回定例会におきまして、議決を賜りました  
「繰越明許費」に係る経費を平成 16 年度に繰り越いたしましたので、  
地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり「繰  
越計算書」により、ご報告するものでございます。繰越額は、大井清掃  
工場プラント更新事業に係る経費で、67 億 982 万 5,000 円でご  
ざいます。

以上でございます。

押田 まり子議長 以上で報告は終わりました。  
次に、日程第 11 を議題といたします。  
〔事務局長朗読〕

日程第 11 平成 16 年陳情第 1 号 廃プラスチックの発生抑制とリサイクル  
の促進に関する陳情

押田 まり子議長 これまでに受理いたしました陳情 1 件は、お手元に配付の陳  
情文書表のとおり、総務・事業委員会に付託いたしましたからご了承願  
います。

次に、日程第 12 を議題といたします。  
〔事務局長朗読〕

日程第 12 東京二十三区清掃一部事業組合議会議員の派遣について

押田 まり子議長 お諮りいたします。

本件につきましては、会議規則第 113 条の規定により、お手元に配付  
いたしました文書のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

押田 まり子議長 ご異議なしと認めます。よって本件につきましては、原案のとおり決定いたしました。

この際、各委員会を開催するため暫時休憩いたします。

休 憩（午後 3 時 2 5 分）

再 開（午後 4 時 3 5 分）

押田 まり子議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。この際、議事の都合により、会議時間を延長し、あわせて暫時休憩いたします。よろしくお願いたします。

休 憩（午後 4 時 3 6 分）

再 開（午後 5 時 0 9 分）

押田 まり子議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

副議長選挙の告知結果について、事務局に報告いたさせます。

鈴木事務局長 副議長選挙の結果について、戸塚由雄議員に告知したところ、戸塚議員から「副議長に選任いただきありがとうございます。議長を補佐し、東京二十三区清掃一部事務組合議会の円滑な運営に努力してまいります。」とのことでした。

押田 まり子議長 次に、本会議休憩中に開かれた各委員会において、正副委員長が互選されましたので、事務局長に報告いたさせます。

鈴木事務局長 総務・事業委員長、5番、東村昭平議員。総務・事業副委員長、4番、山添巖議員。財務委員長、9番、松澤利行議員。財務副委員長、21番、田中章雄議員。運営委員長、18番、小林みつぐ議員。運営副委員長、6番、伊藤萬太郎議員。

以上でございます。

押田 まり子議長 各委員長からごあいさつがあります。

東村総務・事業委員長、お願いいたします。

東村 昭平総務・事業委員長 先ほどの総務・事業委員会で委員長に推挙いただきました東村です。一生懸命頑張りますので、どうぞよろしく申し上げます。

押田 まり子議長 それでは、次に小林運営委員長、お願いいたします。

小林 みつぐ運営委員長 運営委員会において委員長に選任されました小林みつぐでございます。どうぞよろしく申し上げます。

押田 まり子議長 なお、本日、財務委員長に就任されました、9番松澤利行議員からは、公務により欠席とのご連絡をいただいておりますので、ご了承願います。

この際、日程の追加についてお諮りいたします。

お手元に配付いたしました追加議事日程のとおり、議案第14号ほか6件を本日の日程に追加し、議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

押田 まり子議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号ほか6件を本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第3から追加日程第6までを一括議題といたします。

〔事務局長朗読〕

追加日程第3 議案第14号 京浜島不燃ごみ処理センター用コンテナの売買契約の締結について

追加日程第4 議案第15号 中防不燃ごみ処理センター第二プラント用コンテナの売買契約の締結について

追加日程第5 議案第16号 粗大ごみ破碎処理施設破碎機用高圧電動機の売買契約の締結について

追加日程第6 議案第18号 杉並清掃工場焼却炉補修及びボイラ設備整備工事請負契約の締結について

押田 まり子議長 本案につきましては、財務委員会の審査報告書をお手元に配付のとおりであります。

これより、財務副委員長から報告があります。

田中 章雄財務副委員長 ただいま議題に上がりました、議案第14号、京浜島不燃ごみ処理センター用コンテナの売買契約の締結についてから、議案第16号、粗大ごみ破碎処理施設破碎機用高圧電動機の売買契約の締結についてまでの3議案及び議案第18号、杉並清掃工場焼却炉補修及びボイラ設備整備工事請負契約の締結についての計4議案について、財務委員会を代表して、委員会における審査の結果についてご報告を申し上げます。

まず、議案第14号、京浜島不燃ごみ処理センター用コンテナの売買契約の締結及び議案第15号、中防不燃ごみ処理センター第二プラント用コンテナの売買契約の締結についてですが、この2議案は、それぞれの施設において、不燃ごみを破碎し鉄・アルミ等選別した後のプラスチック類など残さ物を運搬するコンテナを購入するもので、現在使用しているコンテナのうち、劣化・老朽化が著しいものの購入であります。

なお、京浜島不燃ごみ処理センターと中防不燃ごみ処理センターでは、コンパクタと呼ばれるごみ押込装置の構造が異なるため、コンテナも別仕様の発注になるものであります。

次に議案第16号、粗大ごみ破碎処理施設破碎機用高圧電動機の売買契約の締結についてですが、これは粗大ごみ破壊処理施設破碎機を駆動させる高圧電動機が昭和54年の施設稼働以来の使用により劣化が著しく、今回新たに購入するものであります。

次に、議案第18号、杉並清掃工場焼却炉補修及びボイラ設備整備工事請負契約の締結についてですが、清掃工場におきましては、焼却設備、公害防止設備、余熱利用設備などの諸設備の機能を維持し安定した稼働を確保するために、毎年定期的に施設を停止して、焼却炉等の点検補修工事を行っております。あわせて労働安全衛生法や電気事業法で義務付けられている点検も行っているところであります。

杉並清掃工場につきましては、1、2、3号炉の給じん設備、焼却炉本体設備、通風設備、汚水処理設備、煙道設備等の補修工事を行うとともに3号炉の第1放射室の水管を取り替えるボイラ設備整備工事を行うものであります。

以上、議案第14号から議案第16号及び議案第18号の4議案について、審査の結果いずれも全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決

定をした次第であります。

これをもって、財務委員会報告を終わります。

押田 まり子議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

押田 まり子議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決いたします。

本案は、財務委員会の報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

押田 まり子議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第14号から議案第16号及び議案第18号の4議案は財務委員会の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、追加日程第7を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

追加日程第 7 議案第17号 世田谷清掃工場建設工事請負契約の締結について

押田 まり子議長 本案につきましては、財務副委員長から会議規則第72条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。本件は閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

押田 まり子議長 ご異議なしと認めます。よって、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

次に、追加日程第8を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

追加日程第 8 平成16年陳情第1号 廃プラスチックの発生抑制とリサイクルの促進に関する陳情

押田 まり子議長 本件については、総務・事業委員会の陳情審査報告書をお手

元に配付のとおりであります。これより、総務・事業委員長から報告があります。

東村 昭平総務・事業委員長 ただいま議題となりました、平成16年陳情第1号、「廃プラスチックの発生抑制とリサイクルの促進に関する陳情」について、総務・事業委員会を代表して委員会における審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

まず、審査に当たり管理者側の参考意見を聴取した後、各委員の質疑、意見開陳がありました。その主な内容は、第1項の「廃プラスチックを23区の清掃工場で焼却しないでください」とのことについてですが、廃プラスチックは各区においてペットボトルやトレーなどのリサイクルを進めているが、それ以外のものは可燃ごみに混入しているものなどを除き、主に不燃ごみとして収集され、その大部分が埋め立て処分されている。

その結果、廃プラスチックは区部埋め立て処分量の全容積の約半分を占め、最終処分場に大きな負荷を与えている。

このような状況を踏まえて、廃プラスチックは埋め立て不適物であるとする先の東京都の廃棄物審議会答申が出されたものと考えている。

また、国においても、最終処分場が逼迫しているほか、ダイオキシン対策が功を奏していることなどから、廃プラスチック類の分別について、原則、可燃物扱いとする方向での検討が進められている。

今後の廃プラスチックの処理のあり方は、循環型社会形成推進基本法の基本原則に基づき、まさに23区全体で取り組むべき課題である。

中間処理を担う清掃一部事務組合は、発生抑制、再使用、再生利用によっても、なお排出される廃プラスチックについては、焼却による熱回収を含めた処理も選択肢として考えるべきであり、今の段階で陳情第1項の趣旨には沿いかねるものである。

また、第2項の「容器包装リサイクル法など法制度を改正し、拡大生産者責任に基づいた、生産業界での廃プラスチックの発生抑制のための仕組みを導入してください」についてですが、容器包装リサイクル法では、家庭からの一般廃棄物として、排出される容器包装廃棄物のリサイクルシステムを確立するため、消費者が分別排出し、市町村が分別収集し、事業者が再商品化するという各々の役割分担が規定されており、各

23区も法に基づく分別収集計画を策定して、リサイクルを進めている。現行の容器包装リサイクル法は、平成7年から施行されており、施行から10年が経過する平成17年が見直しの時期に当たり、平成18年初頭に改正案が国会に提出される予定になっている。市町村の役割となっている分別収集・圧縮・保管にかかる負担が大き過ぎることから、23区においては、多くの区議会をはじめ、全国市議会議長会並びに全国市長会、全国都市清掃会議、大都市清掃事業協議会などを通じ、拡大生産者責任の考え方に基づく法改正を以前から国に要望しており、既に陳情の趣旨は達成されている。したがって、陳情の趣旨には沿いかねるものである。

以上のような質疑、意見開陳の後、採決した結果、本陳情は不採択と決定した次第であります。

これをもって、総務・事業委員会報告を終わります。

押田 まり子議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

押田 まり子議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、採決いたします。

本件は、総務・事業委員会の報告のとおり、不採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

押田 まり子議長 ご異議なしと認めます。

よって、総務・事業委員会の報告のとおり、不採択とすることに決定いたしました。

次に、追加日程第9を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

#### 追加日程第9 運営委員会の閉会中の継続調査について

押田 まり子議長 本件につきましては、運営委員長から会議規則第72条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。本件は、閉会中の継続調査に付することにご異議あ



りませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

押田 まり子議長 ご異議なしと認めます。よって、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

ここで、副管理者から発言の申し出がありますので、これを許します。

志村副管理者。

志村 啓文副管理者 平成16年第2回定例会の閉会に当たりまして、一言御礼のごあいさつを申し上げます。

本定例会にご提案いたしました議案につきまして、慎重なご審議を賜りまして、まことにありがとうございました。

なお、継続審査になりました世田谷清掃工場建設議案につきましては、次回に向け慎重に検討の上、ご判断いただけるよう努力をしてみたいと思っております。

また、他の議案につきましても、ご審議の中で賜りましたご意見などに十分注意いたしまして、事業の運営管理に努めてまいります。

よろしくご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日はどうもありがとうございました。

押田 まり子議長 副管理者の発言は終わりました。

以上をもちまして、平成16年第2回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉 会（午後5時23分）

---

## 会議録署名議員

議長 押田 まり子

議員 鳥海 隆弘

議員 八武崎 一郎